

## 島根原子力発電所1号機の廃止措置状況（2020年1月末）

## 1. 主要工程（2019年度）

現在、廃止措置の「解体工事準備期間」であり、この間は、燃料搬出及び譲渡し、汚染状況の調査、汚染の除去及び管理区域外の設備・機器の解体撤去を実施します。

2019年度の進捗状況

計画：□ 実績：■

	主な作業	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
廃止措置工程		解体工事準備期間			
燃料搬出及び譲渡し	2019年度の作業計画なし				
汚染状況の調査	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価 ・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価				
汚染の除去	・除染範囲選定及び方法の検討				
管理区域外の設備・機器の解体撤去	・解体機器選定及び方法の検討 ・管理区域外設備解体撤去工事				
記事	なし				

(備考)

- ・本計画は、工事の実施状況、検討・評価状況等により変更となる可能性があります。
- ・本計画の工事には、準備期間も含んでいます。

特記事項

なし

## 2. 燃料の管理及び燃料の譲渡し

	使用済燃料	新燃料
保管数（当初）※1	722体（約123トンU）	92体（約16トンU）
譲渡し数（当月末時点）	0体（0トンU）	92体（約16トンU）※3
当月末時点保管数	722体（約123トンU）※2	0体（0トンU）

〔譲渡し実績〕

〔新燃料：92体（全数）  
使用済燃料：なし〕

- ※1 廃止措置計画認可申請書に記載した、2016年12月末時点の保管数量
- ※2 当月保管数722体のうち2号機燃料プール保管数 0体
- ※3 新燃料92体について、2018年6月1日から新燃料の搬出及び譲渡し作業に着手し、2018年9月6日および7日に完了

### 3. 汚染状況の調査

汚染状況の調査は、「原子炉本体周辺設備等解体撤去期間」以降における管理区域内の設備等の解体撤去計画を策定するために実施する。

2020年1月の作業等実績は以下のとおり。

作業の概要	作業期間	実績等
・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価	・2017.8.9～ 2022.3.31	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価中 (2017.8.9～)
・管理区域内建物，機器の表面汚染調査及び評価	・2017.7.28～ 2022.3.31	・管理区域内建物，機器の表面汚染調査及び評価中 (2017.8.9～) ・床，壁の汚染のサンプル分析中 (2019.8.13～)

### 4. 汚染の除去

2020年1月の作業等実績は以下のとおり。

施設の名称	作業の概要	作業期間	実績等
—	・除染範囲選定及び方法の検討	・2017.8.28～	・除染範囲選定及び方法の検討中 (2017.10.18～)

## 5. 管理区域外の設備・機器の解体撤去

2020年1月の作業等実績は以下のとおり。

## (1) 解体撤去工事の状況

施設の名称	作業の概要	作業期間	実績等
—	・解体機器選定及び方法の検討	・2017.8.9～	・解体機器選定及び方法の検討中(2017.8.9～)
1号機 中央制御室 制御盤	・管理区域外設備解体撤去工事	・2019.5.27～	・1号機中央制御室制御盤(一部)解体撤去工事中(2019.5.27～)

## (2) 解体撤去物の処分状況(単位:トン)

「解体工事準備期間」中における累計の処分量 ※1

	今月	累計
金属類	3.2	18.4
コンクリート類	0.0	0.0
その他	0.0	0.2
合計 ※2	3.2	18.6

(実施中工事の内訳)

1号機中央制御室制御盤(一部)解体撤去工事における処分量 ※1 (推定発生量13トン)

	今月	累計
金属類	3.2	10.4
コンクリート類	0.0	0.0
その他	0.0	0.0
合計 ※2	3.2	10.4

※1 産業廃棄物・有価物等として処分を確認した量(実績量)。なお、記録整理の関係上、解体撤去物を処分した月と処分を確認した月が異なる場合があります。

※2 端数処理のため合計値が一致しない場合があります。

注1:「解体工事準備期間」においては、「低レベル放射性廃棄物」、「クリアランス制度の適用対象物」及び「放射性廃棄物でない廃棄物」は発生していません。

6. 備考（今後の予定等）

2月における予定は以下のとおり。

【継続実施】

- ・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価
- ・管理区域内建物，機器の表面汚染調査及び評価
- ・除染範囲選定及び方法の検討
- ・解体機器選定及び方法の検討
- ・管理区域外設備解体撤去工事（1号機中央制御室制御盤）

以 上

注）本報告様式は，廃止措置の「解体工事準備期間」に適用するものであり，「原子炉本体周辺設備等解体撤去期間」以降における報告様式については別途協議する。